平成２２年（フ）第２４２４号
福岡市博多区吉塚３丁目17番23―402号
債務者　内野　　司
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４２９号
福岡県春日市春日原南町４丁目37番地96アートイン春日原503号
債務者　松村　秀子
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４５４号
福岡市南区井尻２丁目47番25―304号
債務者　田島　健二
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４５６号
福岡県古賀市小竹216番地９
債務者　嶋崎　　豊
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４７３号
福岡市南区井尻３丁目23番24号
債務者　紅坂　辰哉
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４７６号
福岡市南区横手１丁目６番28号
債務者　石川　洋一
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４８５号
福岡県糸島市前原北３丁目１番２―205号
債務者　松口佳央里
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４９６号
福岡県古賀市花鶴丘２丁目１番７―903号
債務者　山口　幸子（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４９７号
福岡市西区今宿東２丁目10番５―201号
債務者　岩本　和大
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４９８号
福岡市西区今宿東２丁目10番５―201号
債務者　岩本　美香
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２５１４号
福岡市博多区博多駅南５丁目16番19―304号
債務者　澤田　絵美
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２５２２号
福岡市城南区片江１丁目１番26号
債務者　竹島　志保（旧姓川上）
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２５４３号
福岡市博多区西春町３丁目８番20号、住民票上の住所福岡市南区横手４丁目７番10―105号
債務者　日隈　美貴（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２５４８号
福岡市南区長住５丁目15番512号
債務者　達木　純二
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２５５４号
福岡市西区上山門２丁目11番９号スペースイン上山門パークシティＢ・201号
債務者　植松　理絵
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２５６８号
福岡市東区奈多３丁目15番11号
債務者　林　　高人
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２５６９号
福岡市東区奈多３丁目15番11号
債務者　林　美和子
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２５７４号
福岡市東区和白東１丁目１番１―311号
債務者　池下　智彦
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部